

カジノ実施法制定に反対し、カジノ解禁推進法の廃止を求める声明

先日来、カジノ賭博場の開設条件等の定め（以下、仮に「カジノ実施法」という。）に関する与党内協議が整った旨の報道がされている。

それによれば、のめり込み防止対策として、入場回数制限を「7日間で3回、28日間で10回まで」、入場料を「6000円」とするとのことであるが、そもそも、1週間に3回、4週間で10回カジノに来る賭博客は、まさにカジノにのめり込んでしまっているというべきであるし、6000円の入場料賦課も、どれほどののめり込み抑止効果があるのか疑問である。加えて、入場回数制限が、日本国内のカジノを包括して行なわれるのか、単一カジノごとにカウントされるのかも明らかでなく、いかようにもとりうる提案で、その実効性は期待できない。

一昨年のカジノ解禁推進法成立の際には、それに反対する世論の大きさに配慮して、「世界最高水準のカジノ営業規制」を構築する旨の付帯決議がなされ、IR推進本部長である総理自身も「世界最高水準のカジノ規制」を導入するとの決意を明らかにしたにもかかわらず、世界最高水準をうたう北欧等における規制は全く顧みられず、我が国のカジノのモデルとされたシンガポールにおける規制（入場回数制限月8回、入場料約8000円）にも及ばないカジノ規制が提案されたことからすれば、「世界最高水準」という表現は反発する世論を鎮静化するためのごまかしであったといわざるをえず、非常に残念である。

この間明らかになったことは、カジノ解禁を推進する人たちが、カジノ事業者の利益拡大のためにカジノによる弊害を容認するための議論しかなしえないということである。

私たちは、カジノ解禁による弊害、特に、カジノによる被害者が発生することを容認する政策を決して許すことはできない。

よって、カジノ実施法制定の議論を即刻中止し、合わせて、カジノ解禁推進法の廃止を求めるものである。

2018年4月14日
全国カジノ賭博場設置反対連絡協議会
代表幹事 新里宏二